

## 答 申 書

平成22年11月29日

安曇野市長 宮澤 宗弘 様

安曇野市情報公開・個人情報保護審査会

会長 宮澤 正士

### 第1 審査会の結論

安曇野市長が、異議申立人の情報公開請求に対して、平成22年1月29日付け21観光Aア-9第5号において、「平成22年1月8日付け『早春賦』に関わる市長あて『答申書』のうち、第4（実施機関の主張）の2の（3）について、1『早春賦が安曇野発祥であることについて、両家の了解を得ている』、2『吉丸昌昭氏は……述べている』を証明する文書」について、不存在とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立て等の経過

- 1 平成22年1月15日付けで、異議申立人は、安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号。以下、「本件条例」という。）に基づき、「平成22年1月8日付け『早春賦』に関わる市長あて『答申書』のうち、第4（実施期間の主張）の2の（3）について、1『早春賦が安曇野発祥であることについて、両家の了解を得ている』、2『吉丸昌昭氏は……述べている』を証する文書」の公開請求（以下、「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成22年1月29日付けで、安曇野市長（以下、「本件実施機関」という。）は、本件請求に対し、安曇野市が管理しているものの中には存在しないとして、不存在とする公文書不存在決定（以下、「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した（平成22年1月29日付け21観光Aア-9第5号）。
- 3 平成22年2月8日、異議申立人は、本件決定を不服として、本件実施機関に対し、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が、「異議申立書」、「意見書」及び意見陳述において行った主張は概ね以下のとおりである。

#### 1 異議申立の理由

- (1) 平成22年1月8日付け『早春賦』に関わる安曇野市情報公開・個人情報保護審査会「答申書」のうち、第4（実施機関の主張）の2の（3）には、  
「歌碑公園にて毎年行われる早春賦祭りでは、作詞者吉丸一昌氏及び作曲者中田章氏のご子孫家族を毎年招待して式典を行っており、早春賦が安曇野発祥であることに

ついて、両家の了解を得ている。」

「吉丸先生の孫にあたる吉丸昌昭氏は、幼少時に吉丸一昌先生に手を引かれて安曇野市穂高川周辺を散策した記憶があり、吉丸家お手伝い従事者の女性からも、『先生が安曇野を思い出しながら作詞していた』旨聞かされていると述べている。」

との記載があり、本件実施機関はそのように主張した。

- (2) 上記2点は、「早春賦が安曇野発祥であることについて」の根拠として、極めて注目すべき重要な情報であると認識されるため、異議申立人は、本件請求を行った。
- (3) これに対し、本件実施機関は、「本市が管理しているものの中には存在しない」と回答してきたが、このことは、本件実施機関が、上記2点を証する文書を保有していないにもかかわらず、審査会において上記の主張を行ったこととなる。

これは、社会通念上考えられないことであり、①審査会に対する実施機関の主張内容の信憑性に疑義があり、②その真偽如何によっては、審査会の判断を左右する可能性を持つ重要性がある。

## 2 本件実施機関の主張（早春賦は安曇野発祥）について

- (1) 「早春賦は安曇野発祥である」との本件実施機関の主張には、地元の言い伝え以外には、合理的根拠を見出すことは出来ない。
- (2) 安曇野市及び関連団体は、審査会指摘を真摯に受け止め、誠実に履行すべきである。
- (3) 審査会は、本件実施機関の主張及び異議申立人の主張を個別具体的に検証審査すべきである。

## 第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が、意見陳述で行った主張は、概ね以下のとおりである。

- 1 「早春賦が安曇野発祥であることについて、両家の了解を得ている。」、「吉丸昌昭氏は、幼少時に吉丸一昌先生に手を引かれて安曇野市穂高川周辺を散策した記憶があり、吉丸家お手伝い従事者の女性からも、『先生が安曇野を思い出しながら作詞していた』旨聞かされていると述べている。」について、根拠となる公文書は、本件実施機関が管理しているものの中には存在しない。
- 2 早春賦歌碑建立は、当時の穂高町民の熱い思いにより進められ、早春賦祭りとして今日まで継続されているものであり、安曇野市としてもこれを支援しているものである。  
上記の2点については、歌碑建立時より、本件実施機関において、共通認識として引き継ぎがなされてきた事項である。
- 3 本件異議申立を受けて、本件実施機関においては、異議申立人の疑義に答えるべく、根拠資料を再度調査探索したが、やはり、本市が管理しているものの中には存在しなかった。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 基本的な考え方

本件条例は、その第1条に定められているとおり、行政情報公開制度の総合的な推進を図ることにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民の市政への参加を促進し、もって市民と行政の協働のまちづくりに寄与することを目的として制定されたものである。本件条例の運用にあたっては、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、市の諸活動を市民に説明する責任を全うすべき理念は十分に尊重されな

ればならない。

一方、当審査会は、本件条例第17条の規定による諮問に応じて、実施機関の情報公開処分に関する不服申立について調査審議する目的で設置されているものであり、情報公開処分以外の実施機関の判断及び施策内容等の是非について、調査審議する権限は有しない。

以上を前提に、以下判断するものである。

## 2 本件請求対象文書について

本件対象文書は、平成22年1月8日付け『早春賦』に関わる当審査会「答申書」第4(本件実施機関の主張)の2の(3)に記載された本件実施機関の主張のうち、

「歌碑公園にて毎年行われる早春賦祭りでは、作詞者吉丸一昌氏及び作曲者中田章氏のご子孫家族を毎年招待して式典を行っており、早春賦が安曇野発祥であることについて、両家の了解を得ている。」

「吉丸先生の孫にあたる吉丸昌昭氏は、幼少時に吉丸一昌先生に手を引かれて安曇野市穂高川周辺を散策した記憶があり、吉丸家お手伝い従事者の女性からも、『先生が安曇野を思い出しながら作詞していた』旨聞かされていると述べている。」

との2点に関し、これを証する公文書である。

## 3 本件対象文書の存否について

- (1) 本件実施機関は、「本件対象文書について、異議申立人の疑義に答えるべく、調査探索したが、本件実施機関が管理するものの中には存在しなかった」と主張するため、当審査会は、本件対象文書の存否を確認するため、本件実施機関において、「早春賦」に関する保管記録の調査を行ったが、本件対象文書の存在は認められなかった。
- (2) また、本件の2点が、本件実施機関内の共通認識として引き継がれてきている事項であるので、本件対象文書は不存在であるとの本件実施機関の説明は、不存在決定の理由として、一応理解可能なものである。
- (3) よって、本件対象文書は、本件実施機関が管理しているものの中には存在しないとの本件実施機関の説明は、これを是認することができる。

## 4 結論

以上のことから、本件実施機関において、本件対象文書を保有しているとは認められないため、当審査会としては、「第1 審査会の結論」のとおり、不存在決定は妥当であると判断した。

## 第6 審査経過

平成22年 3月31日	情報公開審査諮問書を受理(平成22年3月31日付け21観光Aア-9第7号)
平成22年 7月 7日	異議申立人・本件実施機関からの意見聴取及び審議
平成22年10月15日	審議

以上